

山梨県公報

号外第二十七号

令和七年

七月四日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………三
- 山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(市町村振興課)
 - 1 公職選挙法施行令等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 選挙運動用ビラの作成等に係る公費負担の限度額を引き上げる。
 - (二) 個人演説会告知用ポスターに関する規定を削除する。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、令和八年一月一日から施行することとした。
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(DX課)
 - 1 県民の利便性の向上を図る等のため、条例や規則の規定において登記事項証明書等を添付することとされている手続について、登記情報連携システム等の活用により確

認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができる場合には、書面の添付を不要とすることができることとした。

2 オンラインによる各種の行政手続の対象に議会を追加することとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(市町村振興課)

1 選挙長等に対する報酬の額を次のとおり改定することとした。

職名	報酬額	
	改定後	改定前
選挙長 選挙長職務代理者	一日につき 一万二千二百円	一日につき 一万八 hundred 円
選挙分会長 選挙分会長職務代理者		
審査分会長 審査分会長職務代理者		
選挙立会人	一日につき 一万百円	一日につき 八千九百円
審査分会立会人		

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三十八号)(人事課)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 部分休業について、新たな取得の形態を設ける。

(2) 現行の一日につき二時間を超えない範囲内の取得の形態について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。

(二) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する仕事と育児との両立支援制

度の情報提供並びに個別の意向確認及び当該意向の配慮を行うことを義務付ける。

- (2) 子育て時間について、新たな取得の形態を設ける。
- (3) 休憩時間について、複数の取得の形態を設けることとし、職員がいずれかの取得の形態を選択可能とする。

2 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

○ **山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**（条例第三十九号）（税務課）

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県県税条例の一部改正

- (1) 個人県民税における特定親族特別控除の創設に伴い、納税義務者の所得金額から一定額を差し引く所得控除の対象に特定親族特別控除を追加する。
- (2) 法人税割が課税される公益法人等の対象となっているマンション建替組合及びマンション敷地売却組合について、それぞれマンション再生組合及びマンション等売却組合に改めるとともに、マンション除却組合を追加する。
- (3) 地方税法施行令の条項を引用する規定の整理を行う。
- (4) その他規定の整備を行う。

(二) 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

外形標準課税の対象法人に係る事業税措置について、所要の改正を行う。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(一)(1)については令和八年一月一日から、1(二)については老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、1(三)については地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○ **山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十号）（税務課）

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、課税免除の対象となる施設の設置の期限を令和十年三月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

○ **山梨県警察官支給品及び貨与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貨与品条例の一部を改正する条例**（条例第四十一号）（警察本部警務課）

1 警察法施行令の一部改正に鑑み、山梨県警察官及び山梨県交通巡視員に対する支給品から夏服スカートを削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）（議会）

1 地方自治法の一部改正に鑑み、公聴会における意見陳述の申出及び会議録作成のオンライン化に対応する規定を新設することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十五号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（山梨県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第八条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「五円十八銭」を「五円六十二銭」に、「三十八万六千五百円」を「四十二万九千円」に改める。

第十一条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十六号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規則（）」の下に「議会が定める規程、」を加え、同条第二号イ中「知事」の下に「、議会」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第七条 県の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該県の機関等が、当該申請等をする者が行う第三条第一項の電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は第三条第一項の電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十七号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和四十六年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、八〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十八号

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に、「第十条第一項」を「第七条、第八条、第十条第一項」に改め、「第十七条並びに第十八条第三項並びに第七条、第八条及び」を削り、「（以下同じ。）並びに第十九条第一項及び第二項」を「」、第十七条、第十八条第三項並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に、「次条から第六条まで、第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条において」を「第七条から第九条まで、第十七条及び第二十一条を除き、以下」に改める。

第二条の三第二号中「昭和二十八年山梨県条例第五号」の下に「。以下「県職員勤務時間条例」という。」を、「昭和二十九年山梨県条例第二十七号」の下に「。以下「学校職員勤務時間条例」という。」を加える。

第十二条中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「県職員勤務時間条例」に、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」を「学校職員勤務時間条例」に改める。

第十九条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（次条第一項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条第二項及び第三項において同じ」に改め、同条に次の二号を加える。

三 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定

する部分休業（次条において「第一号部分休業」という。）にあつては、県職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定により子育て時間（県職員勤務時間条例第十四条の二第二項第二号に掲げる範囲内又は学校職員勤務時間条例第十五条の二第二項第二号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）の承認を受けて勤務しない職員

四 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（第二十条の二において「第二号部分休業」という。）にあつては、県職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定により子育て時間（県職員勤務時間条例第十四条の二第二項第一号に掲げる範囲内又は学校職員勤務時間条例第十五条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）の承認を受けて勤務しない職員

第二十条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第一号部分休業の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十条第二項中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「県職員勤務時間条例」に、「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例」を「学校職員勤務時間条例」に改め、「子育て時間」の下に「（県職員勤務時間条例第十四条の二第二項第一号に掲げる範囲内又は学校職員勤務時間条例第十五条の二第二項第一号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）」を加え、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十条の二 第二号部分休業の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 県職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定により子育て時間（県職員勤務時間条例第十四条の二第二項第二号に掲げる範囲内又は学校職員勤務時間条例第十五条の二第二項第二号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第二号部分休業の承認については、

一年につき第二十条の四に規定する時間から当該子育て時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第二十条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第二十二条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十一条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加える。

第二十二条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十二條 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において」を「次に掲げる場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
二 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
第八条の二第一項第一号中「含む。」の下に「第十五条第一項及び第十八条第一項

第三号を除き、」を加える。

第十四条の二第二項中「育児短時間勤務職員等」の下に「その他その任用の状況がこれに類する職員として人事委員会規則で定める職員」を加え、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「一年の期間ごとに、次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、当該イ又はロに定める時間の範囲内
イ 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

第十四条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十五条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。」を「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等」

第十八条 任命権者は、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第二十三条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号並びに次条第一項及び第二十条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 山梨県職員の育児休業等に関する条例第二十三条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「職務の特殊性又は当該学校の特有の必要がある場合において」を「次に掲げる場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要があるとき。

二 学校職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第九条の二第一項第一号中「含む。」の下に「第十六条第一項及び第十九条第一項第三号を除き、」を加える。

第十五条の二第二項中「育児短時間勤務職員等」の下に「その他その任用の状況がこれに類する学校職員として人事委員会規則で定める学校職員」を加え、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「一日につき二時間を超えない」を「一年の期間ごとに、次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 次のイ又はロに掲げる学校職員の区分に応じ、当該イ又はロに定める時間の範囲内

イ 非常勤職員以外の学校職員 七十七時間三十分

ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

第十五条の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第十六条第一項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を

「請求等」に改め、同条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第十九条 県教育委員会は、山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）第二十三条の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第二号並びに次条第一項及び第二十一条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 三 山梨県職員の育児休業等に関する条例第二十三条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 県教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 県教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、附則第五項及び第七項の規定は、公布の日から施行する。

（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から

令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第二十条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

- 3 施行日以後における山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）附則第三十条の規定の適用については、同条中「第十四条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第十九条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第三十八号）第一条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第十九条第二号に規定する短時間勤務の職を占める職員」とする。

- （山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第二条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十四条の二第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における子育て時間の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

- 5 任命権者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十八条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

- （山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十五条の二第二項第二号に掲げる範囲内において、施行日から令和八年三月三十一日までの間における子育て時間の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

- 7 県教育委員会は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十九条第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十九号

山梨県県税条例及び山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第二十条中「扶養控除額」の下に「、特定親族特別控除額」を加える。

第一百四十四条の十七第五項中「運転免許証」という。）の下に「又は同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード（次項並びに第一百五十五条の三第一項及び第二項において「免許情報記録個人番号カード」という。）を加え、同条に次の一項を加える。

6 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提出する場合は、併せて、免許情報記録個人番号カードに記録された道路交通法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報（第一百五十五条の三第二項において「特定免許情報」という。）を知事が指定する方法により提示しなければならない。

第一百五十五条の三第一項中「及び運転免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項第五号中「運転免許証」の下に「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提出する場合は、併せて、免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を知事が指定する方法により提示しなければならない。

附則第十二条の十三第二項中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の第二十項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の第二十項」を「附則第十条の二の第十二項」に改める。

(山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山梨県県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税

の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和六年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「又は同号ロ」を「若しくは同号ロ」に改め、「有しないもの」の下に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第三十四条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十二条の十五の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中山梨県県税条例第二十条の改正規定及び次条の規定 令和八年一月一日
二 第一条中山梨県県税条例第十六条の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行の日

三 第一条中山梨県県税条例附則第十二条の十三の改正規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第二十条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十号

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成二十年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十一号

山梨県警察官支給品及び貸与品条例及び山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「又は夏服スカート」を削る。

一 山梨県警察官支給品及び貸与品条例（昭和二十九年山梨県条例第四十五号）第一条第四項

二 山梨県交通巡視員支給品及び貸与品条例（昭和四十五年山梨県条例第四十三号）第二条第三項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十二号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第二十六条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若し

くは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。
第二十六条の二第三項中「第二十六条」を「前条」に、「文書」を「文書等」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。